

企業結合専門委員会
ディスカッション・ポイント（少数株主持分の取扱い）

- 少数株主持分の取扱いについては、以下の4つの案について、10月29日の委員会において、審議を行っている。

[案1] 少数株主持分 を資本と する	少数株主持分を株主資本の一部として、株主資本の中で区分表示する。
[案2] 論点整理の A案	子会社に対する親会社持分の変動によって生じる差額は、評価・換算差額等とする。
[案3] 論点整理の B案	子会社に対する親会社持分が変動した理由に応じて当該差額を処理する（追加取得時の差額は評価換算差額）。
[案4] 従来処理の 継続	子会社に対する親会社持分が変動した理由に応じて当該差額を処理する（追加取得時の差額はのれん又は負ののれん）。

- 本論点については、年内の委員会において意思確認を行う予定であり、引き続き、上記の4つの案の適否について審議をお願いしたい。

本日の委員会では、仮に案1を採用した場合の個別財務諸表に与える影響について、追加の分析を行っている。

以 上